

各医療機関管理者 殿

茨城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応の徹底について

平素より、本県の医療行政の推進に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なる御協力・御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、首都圏をはじめ、全国的に新型コロナウイルス感染症患者が急増している中、本県においても、これまでにないペースで感染が急拡大していること等を踏まえ、8月3日に、茨城県独自の「茨城県緊急事態宣言」を下記のとおり発令し、また国に対して緊急事態宣言の要請をしたことを発表したところです。

本県では、福祉施設等でのクラスターが減るなど、新型コロナウイルスワクチン接種の効果が始めている一方、引き続き施設内での感染発生が継続しているなど、今般の急激な感染拡大下においては、これまでにない最大限の強い危機感をもって対処していく必要があります。

つきましては、引き続き感染拡大の防止等に御尽力を賜りますようお願いいたします。

記

茨城県緊急事態宣言（茨城県独自の宣言）

○実施期間：8月6日（金）～8月19日（木）

○対象地域：県内全域

○県独自の緊急事態措置（対策）の主な内容

- ・ 県内全域において、不要不急の外出・移動の自粛を要請
- ・ 緊急事態宣言等が発令されている都道府県との往来は、極力自粛を要請
- ・ やむを得ず往来する際は、感染症対策を徹底するなど特に注意するよう要請

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部厚生総務課地域保健支援担当

医療指導監 西堀 義久

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-3129 FAX：029-301-3139

E-mail：koso2@pref.ibaraki.lg.jp